

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社高知銀行		コード	8416
提出日	2025/5/27		異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	矢野 恵美（石田、恵美）	社外取締役	○													○	新任	有
2	衛藤 公洋	社外取締役	○									○				○	新任	有
3	松尾 晋次	社外取締役	○									○				○	新任	有
4	山田 浩	社外監査役	○													○		有
5	梅田 昭彦	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	矢野恵美氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で中堅企業以上の規模の会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士および弁護士としての豊富な経験と高い法令遵守の精神を有していることに加え、金融機関や上場企業等での社外取締役および社外監査役を歴任する中で培った幅広い知見を有しております。同氏が有する専門的知見や経験、さらに女性ならではの視点は、女性活躍推進に向けた多様性確保への取り組みをはじめ、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されます。また、取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待されるほか、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。金融商品取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
2	衛藤公洋氏が現在シニアアドバイザーを務めているアフラック生命保険株式会社とは、当行において同社保険商品の取扱いを行っておりますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、概要の記載を省略します。	過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本銀行において金融市場局、高知支店長、金融機関局長、名古屋支店長、大阪支店長などの要職を歴任しております。また、現在はアフラック生命保険株式会社のシニアアドバイザーを務めています。同氏が有する金融経済情勢や金融機関経営に関する高い知見に加え、他の会社において培った幅広い経験を有しております。同氏が有する金融および経営に関する専門的知見と豊富な経験は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されるほか、取締役会の監督機能の強化にも寄与することが期待されます。また、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。
3	松尾晋次氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏の出身元である高知県とは、預金・貯金の取扱いがあります。いすゞの取引も規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、概要の記載を省略します。	過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県庁、公益財団法人高知県総合保険基金、高知県立文学館および高知県立高知城歴史博物館において要職を歴任しております。さらに、現在は高知県公安委員の要職を務めています。同氏が有する高知県行政に関する幅広い知見と豊富な経験を有しております。同氏が有する高知県行政に関する専門的知見や経験は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されるほか、取締役会の監督機能の強化にも寄与することが期待されます。また、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。
4	山田浩氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年につわたる財務および金融行政における豊富な経験と知見を有していることから、客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。
5	梅田昭彦氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから概要の記載を省略します。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と知見に加え、医業経営コンサルタントとしての従事経験や「丁寧運営の知見も有していることから、客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

4. 補足説明

矢野恵美は、姉妹により、戸籍の氏を変更しましたが、旧姓の石田にて業務を行っております。
【当行の独立性判断基準】 当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。
①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者 ②当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者 ③当行の主要な取引先、またはその者が法人である場合はその業務執行者 ④当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等 ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等 ⑥当行から多額の寄付等を受けている者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 ⑦当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 ⑧次に掲げる者の一人の近親者 ア.上記①～⑦に該当する者 イ.当行または当行の子会社の監査役、監査役及び重要な使用人等 （注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当している場合等を含む。
（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支取額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上
（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上
（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 独立役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先以外の業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（注2）のいずれにも該当しないものの業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の①～⑩の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を「名義上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。